

参 考 资 料

用語の解説

か

【開発行為】

建築物の建築又は特定工作物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

【既成市街地】

都市において、既に道路等の都市施設が整備され、建物が一定密度以上存在するなどして、市街地が形成されている地域。

【急傾斜地崩壊危険区域】

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）による災害から住民の生命を保護するため、がけ崩れを誘発助長するような行為を制限する必要がある土地や、急傾斜地崩壊防止工事を行う必要がある土地で、県が指定した区域のこと。

【公共交通】

電車、バスなどの不特定多数の人々が利用できる交通機関。

【公共交通軸】

拠点間を公共交通で結び都市の連携を促進させる軸のこと。

【公示地価】

地価公示法(昭和44年法律第49号)に基づき、国土交通省が毎年1回公示する標準地の価格のこと。

【高次都市機能】

医療、福祉、商業などの都市機能のうち、広域の地域を対象とした、質の高いサービスを提供する機能。

【交通結節点】

人や物の輸送において、複数の同種あるいは異種の交通手段の接続が行われる場所のこと。

【コーホート推計】

年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。

【コミュニティ】

一般的に共同体または共同社会。

【コミュニティバス】

地域住民の多様なニーズにきめ細かに対応する地域密着型のバス。

【コンパクトシティ】

郊外への都市的土地利用の拡散の抑制、中心市街地の活性化等を図るため、暮らしに必要な諸機能が近接し、効果的で持続可能な都市構造のこと。

さ

【市街化区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。

【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域。

【住区基幹公園】

徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園分類であり、街区公園・近隣公園・地区公園などがある。

【準広域商業ゾーン】

兵庫県広域土地利用プログラムにおける市街地が分散する都市部において、床面積2万㎡までの特に大きい集客施設を誘導し、市町域を越えた広域的な範囲からの集客を許容する区域。

【小規模多機能型居宅介護施設】

地域密着型サービスの種類の1つであり、「通い」を中心として、居宅要介護者等の様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービス施設。

【人口集中地区】

日本の国勢調査において設定される統計上の地区（D I D地区）のこと。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

【浸水想定区域】

概ね100年に1回程度起こりうる大雨を想定し、浸水する範囲や浸水する深さを計算により求めて図示したもの。

【ストック】

蓄え、過去から蓄積された資本・財貨のこと。

【生活利便施設】

住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、コンビニエンスストアなどが挙げられる。

【専門量販店】

家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターなどのこと。

た

【大規模小売店舗】

大規模小売店舗法に位置付けられる大規模小売店舗のことで、一の建物であって、その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が1,000㎡を超えるもの。

【地域公共交通活性化再生法】

地域公共交通の活性化及び再生を一体的かつ効率的に推進するために定められた法律。

【低炭素型】

温室効果ガスの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えること。

【デマンド交通】

利用者が電話などで乗車を予約し、区域内のあらかじめ決められた目的地まで利用料金を支払って乗り合いで移動する公共交通のこと。

【都市機能】

居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など、都市的な活動を支えるために必要な機能の総称。

【都市機能増進施設】

医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

【都市計画運用指針】

国が都市政策を進めていくうえで、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているかなどについて、原則的な考え方（技術的な助言）を示したもの。

【都市計画区域】

都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定するもの。

【都市公園】

都市公園法に基づいて地方公共団体などが設置する公園や緑地。

【都市施設】

道路、公園、上下水道など都市における生活や都市機能を維持していくために必要な施設のこと。

【土砂災害警戒区域】

急傾斜地の崩壊等（急傾斜地の崩壊・土石流・地滑り）が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。

【土地区画整理事業】

都市計画区域内の土地について、道路、公園などの公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法に基づき行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業のこと。

は

【パーソントリップ調査】

「どのような人が」「いつ」「どこから」「どこへ」「どのような目的で」「どのような交通手段を利用して」動いたのかについて調査し、人の一日の全ての動きをとらえる調査。

【兵庫県広域土地利用プログラム】

兵庫県が人口減少など集客施設を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、大規模な集客施設の立地誘導・抑制の指針として定めた広域の土地利用の計画書。

【兵庫県保健医療計画】

医療法第30条の4に基づき都道府県が策定する医療計画であると同時に、県民、市町、保健・医療機関、関係団体等の参画と協働のもと、それぞれが取り組むべき保健・医療分野の基本的指針（ガイドライン）としての性格を併せ持つ計画。

ま

【密度の経済】

ある一定エリアに集中して事業を展開することで生じる経済効果のこと。

【メッシュ人口】

緯度・経度に基づき地域を隙間なく網の目（メッシュ）の区域（約1km四方の基準地域メッシュ、約500m四方の2分の1地域メッシュ等）に分けて、それぞれの区域に関する統計データを編成したもの。

や

【U・I・Jターン】

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

【ユニバーサル社会】

年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のこと。

【用途地域】

都市計画法に基づく地域地区の一つで、土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度で、住居系・商業系・工業系の12種類の用途地域に分類される。

- 第一種低層住居専用地域（一低専）

良好な住居の環境を有する低層住宅地の形成を図る地域。

- 第一種中高層住居専用地域（一中高）

良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図る地域。

- 第二種中高層住居専用地域（二中高）

良好な住居の環境を有する中高層住宅地の形成を図る地域において、中小規模の店舗、事務所等の立地を許容する地域。

- **第一種住居地域（一住居）**
大規模な店舗、事務所等との混在を防止しつつ、住居の環境を保護する地域。
- **第二種住居地域（二住居）**
住居の環境を保護する住宅地において、住居と店舗、事務所等の共存を図る地域。
- **準住居地域（準住居）**
幹線道路の沿道等で、自動車関連施設等の沿道サービス施設の立地を許容しつつ、これと調和した住居の環境を保護する地域。
- **近隣商業地域（近商）**
近隣の住宅地の住民に対して日用品を供給する店舗等の集積している地域または今後集積を図るべき地域。
- **商業地域（商業）**
商業集積拠点や主要な鉄道駅の周辺等において、大規模な店舗、事務所、娯楽施設等の集積している地域または今後集積を図るべき地域。
- **準工業地域（準工）**
住宅等の混在を排除することが困難または不相当と認められる工業地のうち、環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を図る地域、流通業務施設若しくは自動車修理工場等、沿道サービス工場またはこれらに関連する工場等の集約的な立地を図る地域。
- **工業地域（工業）**
準工業地域では許容されない工場が立地している地域のうち、住宅等の混在を排除することが困難または不相当と認められる地域。
- **工業専用地域（工専）**
工場が集積している地域または今後工業地として計画的に整備すべき地域のうち、住宅等の混在を排除または防止して工業に特化した土地利用を図る地域。

ら

【歴史的景観形成地区】

伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域として、県の「景観の形成等に関する条例」の指定を受けた地区。

【レクリエーション】

仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

たつの市立地適正化計画

平成 29 年（2017 年）3 月策定

発行 たつの市

編集 都市建設部 都市計画課

〒679-4192

兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1

TEL 0791-64-3131（代表）

FAX 0791-63-2594

URL <http://www.city.tatsuno.lg.jp/>